

# グループホーム夢楽の園 運営規程

[ 認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 ]

## (事業の目的)

第1条 1. 有限会社 オフィス・K P Qが開設するグループホーム 夢楽の園(以下「事業所」という。)が行う地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。また、要支援2の者に対しては、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 1. 事業所の介護従業者は、要支援および要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

## (事業所の名称)

第3条 1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：グループホーム 夢楽の園
- (2) 所在地：千葉市緑区誉田町2 - 29 - 6

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 1. 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

- (2) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1名 (管理者兼務)

計画作成担当者は、利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

- (3) 介護従業者 9名(常勤6名、非常勤3名)

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

## (利用定員)

第5条 1. 事業所の利用定員は、9名とする。

## ( 認知症対応型共同生活介護の内容 )

- 第 6 条 1 . 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。
- ( 1 ) 利用者の心身の状況に応じた介護
  - ( 2 ) 食事その他の家事等
  - ( 3 ) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
  - ( 4 ) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
  - ( 5 ) その他利用者に対する便宜の提供

## ( 利用料等 )

- 第 7 条 1 . 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。
- 2 . 居室の提供 ( 家賃月額 : A 室 55,000 円・B 室 58,000 円 ) 食材料費 ( 1,600 円/日、1 食につき : 朝食 350 円・昼食 500 円・夕食 650 円・おやつ代 100 円 ) 光熱費 ( 月額 22,000 円 ) は月単位で計算し利用者から受けることとする。
- 3 . 健康管理費 ( 月額 : 1,000 円 )
- 4 . 次に掲げる費用については、その実費の支払を利用者から受けることとする。
- ( 1 ) 個別希望によるサービス
  - ( 2 ) 理美容代
  - ( 3 ) おむつ代及びその他指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものは実費となる。
- 5 . 入居一時金 : 3 0 0 , 0 0 0 円。( 3 年均等償却、退去時の居室現状復旧費等として使用する。)

## ( 入居に当たっての留意事項 )

- 第 8 条 1 . 利用者は指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- ( 1 ) 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
  - ( 2 ) 利用者は努めて健康に留意すること。
  - ( 3 ) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
  - ( 4 ) 定められた場所以外の喫煙はしてはならない。
  - ( 5 ) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
  - ( 6 ) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

## (非常災害対策)

- 第9条
1. 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
  2. 管理者は、防火管理者を選任する。
  3. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
  4. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年3月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

## (その他運営に関する重要事項)

- 第10条
1. 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
    - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
    - (2) 継続研修 年2回
  2. 従業者は個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  3. 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  4. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
  5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 オフィス・K P Qと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。